

随意契約理由書

件名	検査の信頼性確保（G L P）対策点検業務（その2）
契約の相手方	丸文ウエスト株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由 当研究所では、食品に含まれる添加物等の測定を行うため、液体クロマトグラフ及びガスクロマトグラフを使用していますが、検査機器については、食品衛生検査の信頼性確保（G L P）の基準により定期点検を行う必要があります。 今回、点検業務の対象となる機器は(株)島津製作所製であり、当該機器に関する販売及びサービス、サポートは丸文ウエスト(株)が唯一の代理店に指定されています。 このため上記会社以外では適正で円滑な点検や部品の調達ができないため、本業務においては上記会社との随意契約を行います。	
担当部署 (問合せ先)	保健福祉局 保健所 環境保健研究所 生活科学部 (電話番号078-302-6265)